

○厚生労働省告示第百七十七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十九条第一項第七号及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働大臣が定める教育訓練の基準等の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める教育訓練の基準（昭和五十五年労働省告示第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(訓練期間)</p> <p>第二条 教育訓練の期間は、六月以上二年以内とする。ただし、簡易に習得することができる技能等に関する訓練科については、三月以上六月未満とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(訓練人員)</p> <p>第五条 教育訓練を行う一単位の受講生の数は、訓練科ごとにおおむね十人(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第二号に規定する身体障害者(同条第三</p>	<p>(訓練期間)</p> <p>第二条 教育訓練の期間は、六月以上二年以内とする。ただし、簡易に習得することができる技能等に関する訓練科については三月以上六月未満とすることができる。障害者(労働者(施行規則第十七条の二第一項第二号に規定する労働者をいう。以下同じ。))であるものを除く。)が事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練(以下「グループ就労訓練」という。))については三月以上三年以内(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する特別支援学校の生徒(高等部の第三学年の生徒に限る。))が事業所において就労に関する実習を行うことを通じて労働者として雇用されるためのグループ就労訓練(以下「特別支援学校生徒グループ就労訓練」という。))にあつては、二週間以上二月以内)とする。</p> <p>(訓練時間)</p> <p>第三条 教育訓練の訓練時間は、その訓練期間が六月以上の場合にあつては、六月間について七百時間を基準として定めるものとする。ただし、グループ就労訓練については、三月以上の場合にあつては、三月間について百二十時間(特別支援学校生徒グループ就労訓練にあつては、二週間以上の場合にあつては、二週間について四十時間)を基準として定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(訓練人員)</p> <p>第五条 教育訓練を行う一単位の受講生の数は、訓練科ごとにおおむね十人(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第二号に規定する身体障害者(同条第三</p>

号に規定する重度身体障害者を除く。)以外の障害者にあつては、五人から十人まで)とする。

(訓練担当者)

第六条 (略)

2 教育訓練の訓練科ごとに、障害者おおむね五人につき一人の専任の訓練担当者を置かなければならない。

号に規定する重度身体障害者を除く。)以外の障害者にあつては、五人から十人)とする。ただし、グループ就労訓練については、一単位の受講生の数は三人から五人(特別支援学校生徒グループ就労訓練にあつては、一人から五人)とする。

(訓練担当者)

第六条 (略)

2 教育訓練の訓練科ごとに、障害者おおむね五人につき一人の専任の訓練担当者を置かなければならない。ただし、グループ就労訓練については、グループ就労訓練を行う一単位につき一人の専任の訓練担当者(特別支援学校生徒グループ就労訓練にあつては、特別支援学校生徒グループ就労訓練を行う一単位につき一人の訓練担当者)を置かなければならない。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める
障害者介助等助成金の額等の一部改正)

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定
める障害者介助等助成金の額等(平成十五年厚生労働省告示第三百四十号)の一部を次の表のように改正
する。

改正後	改正前
<p>第四条 助成金のうち施行規則第十九条の二第一項第四号に該当する事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 施行規則第十九条の二第一項第四号ロに規定する措置に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者等の配置又は委嘱に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額(その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、当該額)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第四条 助成金のうち施行規則第十九条の二第一項第四号に該当する事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 施行規則第十九条の二第一項第四号ロに規定する措置に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者等の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、当該額)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等の一部改正)

第三条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等(平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の二第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 施行規則第二十三条の二第一項第二号イに該当する事業主等に対して支給する助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した同項第一号に規定する障害者能力開発訓練（以下単に「障害者能力開発訓練」という。）の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が五千万円を超えるときは、五千万円）</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第一項第二号ロに該当する事業主等に対して支給する助成金 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円）</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第一項第二号ハに該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講した障害者（施行規則第二十三条の二第一項第一号に規定する障害者をいう。以下同じ。）の総数で除して得た額（ロにおいて「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えると</p>	<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十三条の二第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 施行規則第二十三条の二第一項第一号に該当する事業主等のうち、同号に規定する障害者能力開発訓練（以下単に「障害者能力開発訓練」という。）の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備を行う者に対して支給する助成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備に要する費用の額に五分の四を乗じて得た額（その額が二億円を超えるときは、二億円）</p> <p>二 施行規則第二十三条の二第一項第一号に該当する事業主等のうち、障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新を行う者に対して支給する助成金 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新に要する費用の額に五分の四を乗じて得た額（その額が五千万円を超えるときは、五千万円）</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第一項第二号に該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（施行規則第十七条の二第一項第一号に規定する障害者をいう。以下同じ。）の総数で除して得た額（以下「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えると</p>
--	--

きは、十六万円)に当該障害者能力開発訓練を受講した障害者(重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者及び就職が特に困難であると公共職業安定所長が認める障害者(ロ及びハにおいて「重度障害者等」という。)を除く。)の数を乗じて得た額

ロ 一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額(その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円)に当該障害者能力開発訓練を受講する重度障害者等の数を乗じて得た額

ハ 次のいずれにも該当する者の数に十万円を乗じて得た額
(1) 重度障害者等であつて、障害者能力開発訓練の受講を修了したもの又は障害者能力開発訓練が終了する日前に就職したこと、就職することが約されたこと若しくは自営業者となつたことを理由として当該障害者能力開発訓練を受講することを取りやめたもの

(2) 障害者能力開発訓練を修了した日又は障害者能力開発訓練を受講することを取りやめた日の翌日から起算して九十日を経過する日までの間に被保険者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下この(2)において同じ。)となつた者、被保険者として雇用することが約された者又は事業主となつた者

(削る)

六万円)に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者(雇入れに係る施行規則第二十二条の二第一項第一号に規定する重度障害者等(以下単に「重度障害者等」という。))のうち社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設(主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。)に入所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援(機構が別に定めるものを除く。)を利用している精神障害者及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの(以下「特別重度障害者等」という。)を除く。)の数を乗じて得た額

ロ 一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額(その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円)に当該障害者能力開発訓練を受講する特別重度障害者等の数を乗じて得た額

(新設)

四

施行規則第二十三条の二第一項第三号に該当する事業主に対

(削る)

して支給する助成金 障害者能力開発訓練を受講させている期間において機構が別に定める基準に従って算定した受講者に対して支払われる賃金の額に四分の三を乗じて得た額(その額が受講者一人につき月額八万円を超えるときは、受講者一人につき月額八万円)

五

施行規則第二十三条の二第一項第四号に該当する事業主等(以下「事業主等」という。)のうち、障害者(労働者(施行規則第十七条の二第一項第一号の労働者をいう。以下同じ。))であるものを除く。以下同じ。)の受入れ(障害者を雇用することを除く。以下同じ。)を行う事業主(当該事業主等を除く。以下この号において「受入事業主」という。)の事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための施行規則第二十三条の二第一項第四号の教育訓練(以下「グループ就労訓練」という。)の事業を行うものに対して支給する助成金 次に掲げる助成金の区分に応じてそれぞれに掲げる額

イ グループ就労訓練の訓練担当者に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定したグループ就労訓練の実施に際して訓練担当者を置くことに要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が一月につき二十四万円を超えるときは、二十四万円)

ロ グループ就労訓練の実施のために必要な受入事業主に対して事業主等が支払う費用に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した受入事業主に対して当該事業主等が支払う費用の額(その額が月額二千五百円を超えるときは月額二千五百円)。ただし、一月につき五万円を限度とする。

六

事業主等のうち、障害者を雇用する事業主であつて、その雇用する障害者が当該事業主の事業所で就労することを通じて当該事業主の労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うものに対して支給する助成金 機構が別に定める基準に従って算定したグループ就労訓練の訓練担当者の配置又は委嘱に要する費用の額に五分の四を乗じて得た額(その額が次

(削る)

(削る)

(削る)

に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額)

イ 訓練担当者の配置に係る助成金 訓練担当者一人につき月額二十五万円

ロ 訓練担当者の委嘱に係る助成金 訓練担当者の委嘱一回につき一万五千元(ただし、一年につき二百五十万円を限度とする。)

七 事業主等のうち、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する特別支援学校の生徒(高等部の第三学年の生徒に限る。)である障害者(以下この条において「特別支援学校生徒」という。)について事業所において就労に關する実習を行う事業主であつて、その特別支援学校生徒が当該事業主の事業所において就労に關する実習を行うことを通じて当該事業主に労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うものに対して支給する助成金 グループ就労訓練の訓練担当者が実習を行った日数に二千五百円を乗じて得た額(その額が一月につき五万円を超えるときは、五万円)

八 事業主等のうち、障害者である派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この号において同じ。))に係る派遣先(同法第二条第四号に規定する派遣先をいう。以下この号において同じ。))であつて、当該障害者である派遣労働者が当該派遣先の事業所で労働に従事することを通じて労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うものに対して支給する助成金 機構が別に定める基準に従つて算定したグループ就労訓練の訓練担当者の配置又は委嘱に要する費用の額に五分の四を乗じて得た額(その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額)

イ 訓練担当者の配置に係る助成金 訓練担当者一人につき月額二十五万円

(削る)

ロ 訓練担当者の委嘱に係る助成金 訓練担当者の委嘱一回につき一万五千円(ただし、一年につき二百五十万円を限度とする。)

(削る)

第三条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第一条第五号及び第八号に掲げる助成金 初年度(グループ就労訓練を初めて実施した日の属する年度をいう。以下同じ。)
及びその翌年度。ただし、初年度又は翌年度において、障害者のうちに労働者として雇用された者がいる場合にあつては、初年度の翌々年度も助成金の支給の対象となる期間とし、初年度の翌々年度以降の年度において、障害者のうちに労働者として雇用された者がいる場合にあつては、当該年度の翌年度も助成金の支給の対象となる期間とする。

二 第一条第六号に掲げる助成金 初年度及びその翌年度。ただし、初年度又は翌年度において、障害者のうちに同号の事業主に労働者として雇用された者がいる場合にあつては、初年度の翌々年度も助成金の支給の対象となる期間とし、また、初年度の翌々年度以降の年度において、障害者のうちに同号の事業主に労働者として雇用された者がいる場合にあつては、当該年度の翌年度も助成金の支給の対象となる期間とする。

第二条

前条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要

第四条

前三条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必

な事項は、機構が定める。

要な事項は、機構が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。
- (厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の廃止)
- 2 厚生労働大臣が定める教育訓練の基準(平成二十七年厚生労働省告示第二百四十九号)は、廃止する。